

指定管理者の指定について

葉山町朝市、農産物加工施設の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 葉山町朝市、農産物加工施設
- 2 指定管理者
 - (1) 名 称 よこすか葉山農業協同組合
 - (2) 主たる事務所の所在地 横須賀市林三丁目 1 番 11 号
- 3 指 定 期 間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 26 日提出

葉山町長 山梨 崇仁

提案理由

葉山町朝市、農産物加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものであります。

「よこすか葉山農業協同組合」の概要

1 法人の名称

よこすか葉山農業協同組合

2 主たる事務所の所在地

横須賀市林三丁目 1 番 1 1 号

3 法人の設立年月日

昭和 3 8 年 7 月 1 日

4 法人の目的

よこすか葉山農業協同組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状況を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的としている。

5 事業概要

(1) 指導事業

農業生産に関する営農計画と豊かな生活をサポートしている。

(2) 経済事業

組合員が作った新鮮で安心な農作物を朝市などで販売する「販売事業」や、農業生産に必要な資材や生活に必要な物資を斡旋する「購買事業」を行っている。

(3) 信用事業

預金の受け入れ、資金の貸し付け、為替の取扱などを行っている。

(4) 共済事業

病気や災害に備えて組合員が協同して保障し合い、損害の回復、農業経営と生活の安定をめざす共済事業を行っている。

(5) 厚生事業

組合員の健康を守るための医療・保健事業を行っている。

(6) 高齢者福祉事業

農業、農村を築いた高齢者に安心して老後を過ごしてもらうため、高齢者福祉事業を展開している。

(7) まちづくり・資産管理事業

優良農地を確保しつつ、組合員の農地資産等の管理・有効活用について指導・支援を行っている。

(8) 受託事業

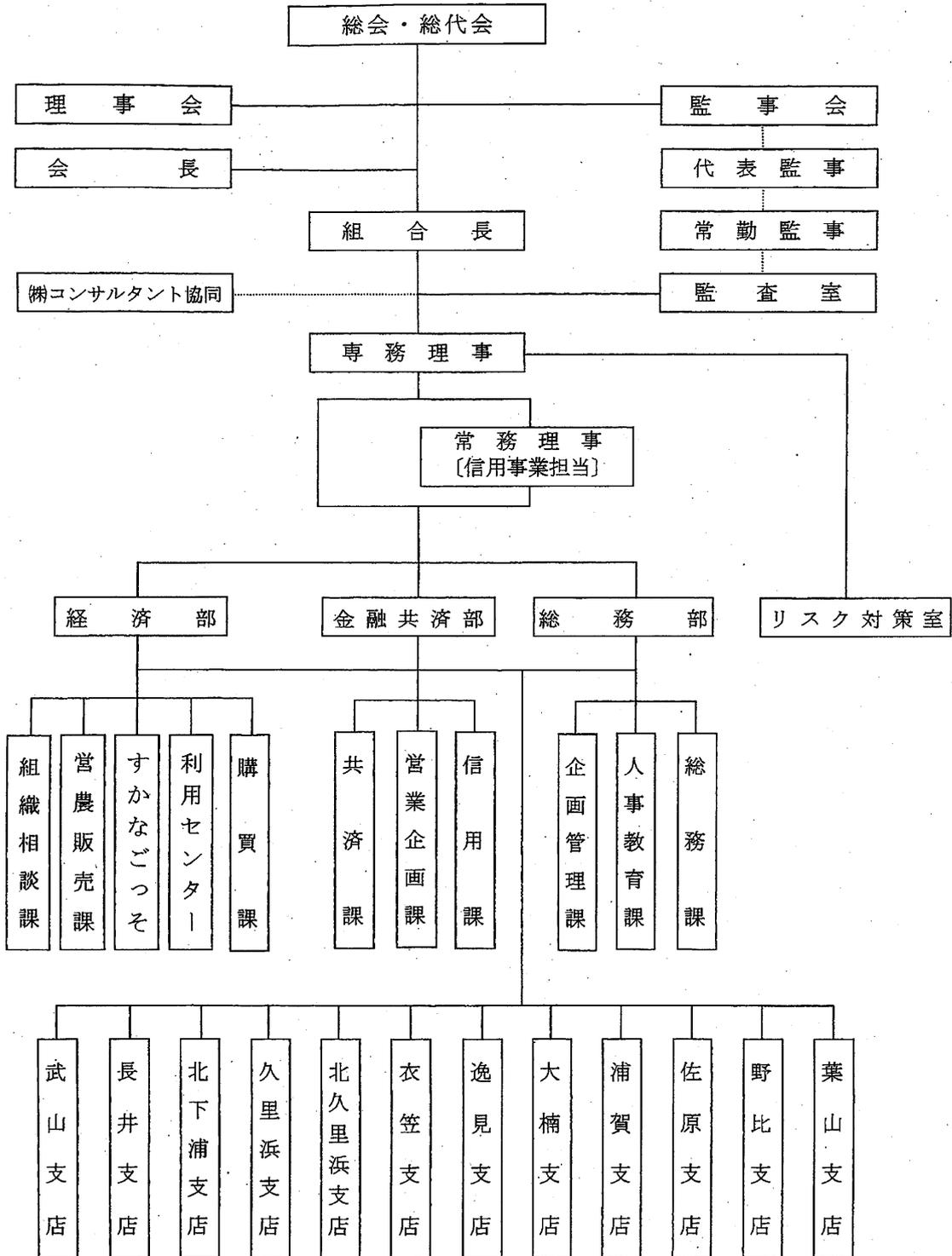
葉山町朝市、農産物加工所管理委託契約を受託している。

6 法人の組織図

別添のとおり

機構図

(令和2年6月23日現在)



※ 理事執行体制の変更に伴い副組合長は選任していません。

葉山町朝市、農産物加工所の指定管理者についての経過書

1 意向確認

令和 2 年 10 月 14 日に現指定管理者である、よこすか葉山農業協同組合に令和 3 年度以降の指定管理業務の意向確認をし、葉山町朝市、農産物加工施設条例第 6 条の規定に基づき、申請書等の提出を求め、令和 2 年 10 月 20 日に申請書等を受理した。

2 審 査

葉山町朝市、農産物加工施設条例第 7 条に規定する基準に基づき、令和 2 年 10 月 20 日に産業振興課内部にて審査を行った。

3 審査結果

この施設は、農産物等の生産流通を推進するとともに、本町の特産加工品の生産、開発及び農産物を加工することを目的に設置されており、現在まで多くの特産加工品が生産されている。また、地域の農業従事者が活動拠点としていること、加工品の原料は可能な限り葉山産を使用して葉山ブランドを意識した商品を開発、生産していることから、農業従事者との連絡調整及び町内野菜の生産状況の把握が可能である、よこすか葉山農業協同組合により管理することが望ましい。

葉山町朝市、農産物加工施設条例第 7 条第 2 項掲げられている、当該加工所の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められるため、本組合を継続して指定管理者として事業を任せるのに相応しいと評価した。